

(様式①)

事業計画書目次

[財政局]

17款1項17目 工業用水道事業会計繰出金

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和5年度		令和4年度		増△減(5-4)		新規・拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債	
42	児童手当補助金	1,704	1,704	1,152	1,152	552	552	
	計	1,704	1,704	1,152	1,152	552	552	

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	財政局	総務課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	-
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費		<input checked="" type="checkbox"/> その他				
歳出予算科目	一般会計	17	款	1	項	17	目
事業名称	児童手当補助金			政策番号		政策指標	
						前年度事業名称	児童手当補助金
						施策番号	
						施策指標	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入		市債	一般財源
令和5年度	1,704						1,704
補助事業							0
単独事業							0
令和4年度	1,152						1,152
増△減	552	0	0	0	0	0	552

歳出		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予算	事業費	792	1,752	1,452	1,704	1,704	1,704
	市債+一般財源	792	1,752	1,452	1,704	1,704	1,704
決算	事業費	792	1,100	476			
	市債+一般財源	792	1,100	476			

事業概要	地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費に対して、総務省繰出基準に基づき一般会計から補助を行います。							
事業開始年度	平成12年度							
根拠法令・方針決裁等	地方公営企業法第17条の3、総務省通知令和4年4月1日総財第60号「令和4年度の地方公営企業繰出金について（通知）」							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	平成12年度の総務省繰出金通知により、地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費のうち、平成12年6月から実施される支給対象年齢の延長分(3歳未満→6歳の未就学児)に対し、一般会計が負担することとされています。繰出基準に基づき、工業用水道事業会計に繰出しを行うことにより、経営基盤の強化を図ります。							
根拠・データ等	児童延べ人数=168人 ・総務省通知令和4年4月1日総財第60号「令和4年度の地方公営企業繰出金について（通知）」 【繰出基準】 ア 3歳に満たない児童に係る給付に要する経費（ウに掲げる経費を除く。）の15分の8 イ 3歳以上中学校修了前の児童に係る給付に要する経費（ウに掲げる経費を除く。） ウ 児童手当法附則第2条に規定する給付に要する経費							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
児童延べ人数	単位	目標	156	144	120	168	168	168
	人	実績	98	50				
	単位	目標						
		実績						
	単位	目標						
		実績						
事業スケジュール	年間の児童手当支給額を基に、年度末に一括補助							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	児童手当補助金	1,704	1,152	552	児童延べ人数の増に伴う増
	細事業合計	1,704	1,152	552		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	庶務	係
	大塚 和彦	田島 徹哉	鋤持 里実	